

子ども家庭福祉分野の資格について(案)

報告書（案）の追加修正（案）

- 子ども家庭福祉分野の新たな資格について、ソーシャルワークの共通基盤を担保した上で、子ども家庭福祉分野の専門性を身につけた人材を養成するとともに、子どもをとりまく家庭の複雑な課題（例えば、生活困窮のケースや親が精神疾患のケース）に対応するため、下記の制度設計の案（以下「制度設計案」という。）について議論を行った。以下（略）
 - この制度設計案に対しては、下記のように支持する意見があった。以下（略）
 - 一方、制度設計案に対しては、下記のように反対する意見があった。以下（略）
 - さらに、下記のような意見があった。以下（略）
-
- このように制度設計案に対しては、多岐に渡る意見があったところである。しかしながら、子どもの尊い命や暮らし、またその権利を、早急に、1人でも多く守るため、児童福祉行政の現場に十分な専門性を身につけたソーシャルワーク能力のある人材を輩出し、複雑で複合的なそれぞれの家庭の状況に対応する人材の資質向上を図るべきことは、論を待たない。
-
- このような観点からは、体系的な人材育成カリキュラムとともに、客観的に評価されて一定の能力や質を担保する資格制度が必要となる。また、児童福祉行政の現場への早期の効果の波及ができる枠組みとする必要があり、現場における人材育成を含めた制度とする必要がある。
-
- 制度設計案は、この要請に一定程度応えるものではあるものの、より一層、工夫していくべきであり、制度設計案について、上記の支持する意見、反対する意見、その他の意見を含めて全体を総合して考えた上で、改めて整理すると、以下の点を盛り込む形で修正を行うべきである。
 - ・ カリキュラムについて、子ども関連科目の時間数の増加を含め、施行に向けて厚生労働省が設置するカリキュラム検討会の中で関係者の真摯な議論のもと、十分に検討すること。
 - ・ 子どもに関し十分な知識をもち、実務経験豊富な保育士の方も参画できるよう、当分の間の措置として新たな資格を取得可能なルートを設定すること。その際、ソーシャルワークに関する研修を受講し、十分に能力が身につくことを前提とすること。また、対象となる保育士の範囲は、相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ、今後検討すること。
 - ・ 新たな資格の質をよりわかりやすく客観的に評価するため、認定機構（仮称）が実施する試験を導入すること。その際、カリキュラム内容を改めて精査するとともに、ルートに応じた試験内容を検討すること。例えば、福祉系大学等のルートでは知識・実践両方必要である一方、子ども福祉分野の現任者等のルートでは、実務経験を考慮し、実践的な試験内容のみとすることなどが考えられる。